

男鹿市奨学金返還助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若年層の市内定住を促進するとともに、次世代を担う人材の育成及び確保を図るため、奨学金返還助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条に規定する交付申請の時点において、市内に5年以上定住する意思をもって住所を有し、就労又は起業している者
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第9章第2節に基づく秋田県奨学金返還助成金交付要綱（以下「県要綱」という。）第11条の規定により交付決定を受けていること。

(助成対象となる奨学金)

第3条 助成金の交付対象となる奨学金は、秋田県奨学金返還助成金の交付を受けて返還する奨学金とする。

(助成の額及び期間)

第4条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする年度の秋田県奨学金返還助成金の交付の対象となる奨学金の返還額から、第2条第3号の交付決定を受けた額及び本市以外の公共団体等の助成がある場合はその額を控除した額とする。ただし、上限額を6万7,000円とする。

2 助成金の対象となる期間は、県助成金の対象となる期間とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、男鹿市奨学金返還助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市税を滞納していないことが確認できる書類
- (3) 秋田県奨学金返還助成金交付決定書（県要綱様式第6号）の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第2条第3号の交付決定を受けた年度の末日まで行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付決定をし、その旨を男鹿市奨学金返還助成金交付決定兼確定通知書（様式2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、交付決定を受けた年度の末日までに男鹿市奨学金返還助成金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。